

FASB の動向 (2010年11月～2011年1月)

研究員 よしおか とおる
吉岡 亨

FASB、レポ取引の会計処理の見直しを提案する会計基準更新書案 (ASU 案) を公表 (2010年11月)

2010年11月3日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、会計基準更新書案 (公開草案) 「買戻条件付売却契約に関する実質的支配の再検討」を公表した。

本 ASU 案は、金融資産の譲渡人が満期日前に当該資産を買い戻す権利及び義務を有する買戻条件付売却契約 (レポ取引) について、その会計処理を改善するため公表されたものであり、FASB による会計基準のコード化体系 TM (FASB-ASC) Topic 860 「譲渡及びサービス業務」を修正し、「実質的支配 (effective control)」に関する規準を見直すことが提案されている¹。

現行の Topic 860 (当初、財務会計基準書 (SFAS) 第 166 号「金融資産の譲渡に関する会計処理」として公表) では、レポ取引を売却取引として処理するか、又は、金融取引として処理するかは、主として、譲渡人の譲渡資産に対する「実質的支配」の有無により判断される。

具体的には、次の規準をすべて満たす場合、譲渡人は「実質的支配」を有しているとされ、レポ取引を金融取引として会計処理することになる。

- ① 買戻資産が、譲渡資産と同一か又は実質的に同一であること
- ② 譲受人が債務不履行となった場合でも、譲渡人が譲渡資産を買い戻せること
- ③ 契約は、満期前に、固定価格で買い戻すものであること
- ④ 契約は、譲渡と同時に、又は、譲渡を前提に締結されていること

このうち、②の譲渡人の能力に関する規準について、Topic 860 では、実質的に合意した条件での譲渡人の買戻しが確実となるように、十分な担保の交換がなされているか検討することを求めている。さらに、担保交換の十分性について、譲渡資産の 98% 以上の担保を受け入れ

1 本 ASU 案は、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズの破綻の一因とされる「レポ 105」という取引に関する会計上の問題への対処という背景からのものといわれている。「レポ 105」とは、レバレッジ比率をおさえ借入規模を小さく見せるため、リーマン・ブラザーズにより用いられていた取引である。譲渡資産 (債券) 105 の売却に対して、資金受領が 100 の場合、98% を下回る過小な現金担保 ($100 \div 105 \leq 98\%$) の受け入れとなり、譲渡人は債券を買い戻す能力を有さず、実質的支配を有しないことから、そのような条件でレポ取引を行うことにより、保有債券を売却処理し、得られた資金を負債の返済に充て、翌期初でレポを買い戻すことで、期末の資産・負債の圧縮を目的として行われていた取引である。

ているか、といった詳細な定めが設けられている（担保維持条項）。

このような数値基準を伴う実質的支配の検討に対して批判が寄せられ、本 ASU 案では、上記②の譲渡人の能力に関する規準は、「実質的支配」を評価する際の決定的要因でないとし、当該規準と関連する「担保維持条項」等の指針

を削除することを提案している。

この修正は、最終の ASU 公表後に開始される最初の四半期又は年次報告期間から適用される。コメント期限は 2011 年 1 月 15 日とされていた。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトで見ることができる。

FAF、会計基準の適用後のレビュー・プロセスを発表（2010 年 11 月）

2010 年 11 月 18 日、FASB の上部組織である米国財務会計財団（FAF）の評議員会は、FASB 及び政府会計基準審議会（GASB）から公表されている財務会計と報告の基準に関する適用後のレビューを実施するための新たなプロセスを発表した。この新たなプロセスは、FASB や GASB 側の基準設定プロセスとは独立したものとして設けられることになる。

重要な会計基準について、意図されていた財

務報告の目的が果たされているかどうかを評価するために、FAF のレビュー・チームがそれらの基準について調査を行い、評議員と FAF の会長に報告を行うとされている。今後、当該レビュー・チームは、FASB と GASB の基準からそれぞれ 1 つを選択してレビュー・プロセスを開始し、その作業を 2011 年半ばまでに完了させる予定としている。

FASB、IASB との間の進捗報告により、主要なプロジェクトに関する修正戦略を示す（2010 年 11 月）

2010 年 11 月 29 日、FASB と国際会計基準審議会（IASB）は、会計基準のコンバージェンス及び一組の高品質のグローバルな会計基準のコミットメントに関する進捗報告を公表した。

この進捗報告は、2006 年に公表し、2008 年に更新した米国会計基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに関する両審議会の間の覚書（MoU）におけるプロジェクトについて、その進捗状況を報告するものである。前回 2010 年 6 月に公表された進捗報告では、主要なプロジェクト（金融商品、収益認識、リース、その他の包括利益の表示、公正価値測定）を優先順位の高いプロジェクトと位置付け、2011 年 6 月までの完了を目指し、取り組むこ

となどが示されていた。

今回の進捗報告では、前回の進捗報告で示された優先プロジェクトを再確認し、引き続き、それらの完了の目標期日を 2011 年 6 月以前とした上で、その達成のための戦略やその他のプロジェクトの計画の修正を示している。主な内容は以下のとおり。

- 財務諸表の表示、資本の特徴を有する金融商品、排出量取引、概念フレームワーク（報告企業フェーズ）という 4 つの共同プロジェクトの検討を 2011 年 6 月より後に延期する。
- 投資会社の連結に関する共同プロジェクトは、優先項目とせず、2011 年末までの完了を目指す。

- FASB 単独のプロジェクトである偶発事象の開示の検討を延期し、優先度の高いプロジェクトにスタッフの配置を変更する。
なお、この進捗報告の付録では、主要なプロ

ジェクトごとのより詳細な戦略や目標期日が示されている。

この進捗報告の全文は FASB 又は IASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、EITF 会議の合意に基づき 3 つの会計基準更新書 (ASU) を公表 (2010 年 12 月)

FASB は、2010 年 11 月の発生問題専門委員会 (EITF) 会議における最終合意に基づき、2010 年 12 月 16 日、17 日及び 21 日に、以下の 3 つの ASU を公表した。

- **ASU 第 2010-27 号「製薬業者による連邦政府に対する支払手数料」**

本 ASU は、2010 年 3 月に米国で成立した医療保険改革法により、製薬業者に義務付けられた連邦政府に対する手数料の支払について、その会計処理に疑問が寄せられたことから、FASB-ASC Topic 720「その他の費用」を改訂し、当該手数料の会計処理を明確化することから、公表されたものである。

医療保険改革法により、製薬業者は、2011 年 1 月以降、ブランド処方医薬品の販売額に基づく一定の手数料を毎年支払うことが義務付けられる。本 ASU では、この手数料について、支払いに関する負債を見積って計上することを求めており、(他の方法が適切となる場合でない限り) その支払対象期間にわたって当該負債を定額法で償却し、営業費用として処理することとしている (販売インセンティブのような収益の減額として処理することは認められない)。

本 ASU は、当該手数料が義務付けられる時期に合わせ、2010 年 12 月 31 日より後に開始する年度から適用される。

- **ASU 第 2010-28 号「ゼロ又は負の帳簿価額を有する報告単位に関するのれんの減損テスト」**

ト」

現行の FASB-ASC Topic 350「無形資産—のれん及びその他の無形資産」では、のれんの減損について、2 段階のテストを定めている。企業はまず、のれんを含む報告単位レベルの公正価値と帳簿価額を比較し、公正価値が帳簿価額を下回っているかどうかを決定する (第 1 段階)、その上で、下回っている場合には、のれんの減損が生じているかを決定し、減損金額を算定するための追加のテストを実施する (第 2 段階)。本 ASU は、この 2 段階のテストについて、のれんを含む報告単位の帳簿価額がゼロ又は負となる場合の取扱いに関して生じた懸念に対処するため公表されている。

例えば、報告単位が 1 つしかない場合などで見られるが、のれんを含む報告単位の帳簿価額がゼロ又は負となる場合、通常、報告単位レベルでの公正価値はゼロより大きくなり、帳簿価額を上回ることになる。この場合、その報告単位に含まれるのれんに減損の兆候が見られる場合であっても、形式的に第 1 段階のテストを満たすことを理由に、第 2 段階のテストが回避されているといった懸念が挙げられていた。

本 ASU は、このような懸念に対処するため、報告単位の帳簿価額がゼロ又は負の場合には、第 1 段階のテストにおいて、減損が生じていることを示唆する不利な質的要因があるかどうかを検討し、のれんの減損が生じている可能性が生じていない可能性よりも高い (more likely than not) 場合には、第 2 段階のテストを行う

必要があることを明らかにしている。

本 ASU は、公開企業については、2010 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間（及び当該期間に含まれる四半期報告期間）より適用され（早期適用は認められない）、非公開企業については、2011 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間より適用される（早期適用も認められる）。

● **ASU 第 2010-29 号「企業結合に関する補完的なプロフォーマ情報の開示」**

本 ASU は、企業結合に関するプロフォーマの収益及び利益の開示規定について、実務で生じていた解釈のばらつきに対処するため公表されたものであり、公開企業に対してプロフォーマ情報の開示を求めている現行の FASB-ASC Topic 805「企業結合」における規定を修正することを提案している。

Topic 805 では、企業に対して、当期に生じた企業結合に関するプロフォーマ情報の開示を求めており、被結合企業のプロフォーマの収益及び利益の開示を求めている。本 ASU では、この被結合企業の収益及び利益の開示について、企業が比較財務情報を作成し、表示する場合、当該企業結合が、比較可能な過去の年次報告期間の期首に生じたと仮定して、開示することとしている（すなわち、当期及び過去の年次報告期間のそれぞれの期首で生じたと仮定して開示することはできない）。

本 ASU は、2010 年 12 月 15 日以降開始する最初の年次報告期間の期首以降が取得日となる企業結合から、将来に向かって適用される。

これらの ASU の全文は FASB のウェブサイトでご覧できる。

FAF、FASB の議長と新たなボード・メンバーを発表（2010 年 12 月及び 2011 年 1 月）

2010 年 12 月 23 日、FAF の評議員会は、同日付でレスリー・F・サイドマン（Leslie F. Seidman）氏を正式に FASB の議長に任命することを発表した。サイドマン氏は、ロバート・H・ハーズ議長の退任後、2010 年 10 月 1 日から、FASB の暫定議長を務めてきた。

また、FAF は、2011 年 1 月 14 日、FASB の新たなボード・メンバーに、同日付で、ダリル・E・バック（Daryl E. Buck）氏と R・ハロルド・シュローダー（R. Harold Schroeder）氏を任命することを発表した。FAF は、2010 年 8 月に FASB のボード・メンバーの構成を 5 名から 7 名に戻すことを発表していたが、この両氏の任命をもって、正式に FASB のボード・メンバーの人数が 7 名に拡大されることになる。

バック氏は、オクラホマ州のリーザー・ホー

ルディング社の上級副社長であり、FASB への諮問委員会である非公開企業財務報告委員会のメンバーや非公開企業向け基準設定に関するブルー・リボン・パネルのメンバーも務めていた。また、シュローダー氏は、コネチカット州のカーソン・キャピタル LP のパートナーであり、投資や財務報告の多様な経歴をもち、また、FASB の EITF のメンバーも務めていた。

両氏のボード・メンバーとしての当初の任期は、2015 年 6 月末までとされている。

FAF、米国会計基準に関する財務報告タクソノミーを公表（2011年1月）

2011年1月18日、FAFは、2011年版の米国会計基準の財務報告タクソノミー²について、米国証券取引委員会（SEC）による最終承認の後、利用可能となることを発表した。

2008年12月にSECが公表した規則によって、米国会計基準に従って財務諸表を作成する公開企業や外国企業及びIFRSを用いて財務諸表を作成する外国企業は、XBRLでの財務報告の提出が段階的に求められることとなり、小規模企業などの米国企業とIFRSに従って財務諸

表を作成する外国企業は、2011年6月15日からXBRL様式での提出が求められることとなっている。

FAFは、これらのSEC登録企業に適用されるタクソノミーの継続的な開発と維持管理を担っており、2011年版米国財務報告タクソノミーには、SEC登録企業が現在利用している2009年版タクソノミーに対する改善と会計基準の更新を含んでいる。

FASB、ASU第2011-01号を公表（2011年1月）

2011年1月19日、FASBは、ASU第2011-01号「会計基準更新書第2010-20号における問題の生じた債務の再編に関する開示の発効日の延期」を公表した。問題の生じた債務の再編（TDR）に対するASU第2010-20号「金融債権の信用の質及び貸倒引当金に関する開示」の適用を一時的に延期するため、公表されたものである。

2010年7月に公表されたASU第2010-20号では、2010年12月15日以降開始する四半期及び年次報告期間から、公開企業に対して、TDRも含む、貸付金や1年超の売掛債権などの金融債権に関する新たな開示を求めている。

一方、FASBでは、昨今の経済環境を受け、貸付金に関する条件変更等が増加していることを背景に、2010年10月、ASU案（公開草案）「債権者による問題の生じた債務の再編に関する会計処理の明確化」を公表し、どのような場

合に貸付金等がTDRに該当するかについての指針を明確化する提案を行っている。

この結果、上記のASU案の確定により、TDRに分類される中身が変更となる可能性があることから、当該ASU案が適用となる前の段階で、TDRに関する新たな開示を導入することに対して関係者から懸念が寄せられたため、公開企業におけるTDRについて、ASU案が適用となるまでの間、一時的にASU第2010-20号の適用を延期することとしている（なお、TDRに関するASU案は、2011年6月15日より後に終了する四半期及び年次報告期間からの適用が見込まれている）。

本ASUは、公表と同時に発効となる。また、本ASUの全文はFASBのウェブサイトでご覧できる。

2 米国会計基準の財務報告タクソノミーは、XBRLによるコンピュータで読み込み可能なタグの一覧であり、一般的な長文式の財務諸表やその注記に含まれる大量の財務データを正確に定義付けしたもの。

ブルー・リボン・パネル、非公開企業の会計基準に関する報告書を公表 (2011年1月)

2011年1月26日、「ブルー・リボン・パネル」は、米国の非公開企業のための会計基準のあり方について、FAFに対する提案を記述した報告書を公表した。

ブルー・リボン・パネルは、2009年12月に、米国公認会計士協会（AICPA）、FAF及び全米州政府会計審議会協議会（NASBA）によって共同で設立された組織であり、投資家、作成者、監査人、規制当局からの有識者で構成されている。設立以降、このパネルでは、非公開企業の財務諸表利用者のニーズを満たすため、非公開企業のための米国会計基準のあり方についての検討を行ってきた。本報告書では、現行の米国会計基準の設定プロセスの構造的な問題を強調し、特に、非公開企業の財務諸表利用者のニーズの理解や非公開企業の会計基準に関するコスト・ベネフィットの比較検討が十分でないとした上で、それに対処するための方策として、主

として、次のような提案を行っている。

- 米国会計基準に対して、非公開企業のための例外規定や修正を設けることに焦点を置いた、新たな会計基準設定主体（審議会）の創設
- 会計基準設定主体が、適切かつ正当な例外規定や修正を設けることができるようにするための別個のフレームワーク（意思決定の規準）の構築

ただし、本報告書は、非公開企業のための別個の独立した会計基準の開発や、既存の会計基準の包括的な再編成を行うことまでは提案していない。

FAFの評議員会は、非公開企業の問題を見直す一環として、会計基準設定プロセスの改善を審議する際に、当該パネルの提案を検討する予定としている。

なお、「ブルー・リボン・パネルの報告書」については、本誌202頁をご参照いただきたい。

FASB、金融資産と金融負債の相殺表示に関するASU案を公表（2011年1月）

2011年1月28日、FASBは、IASBとの間の相殺表示に関する共同プロジェクトの成果として、ASU案（公開草案）「相殺表示」を公表した（IASBからも公開草案「金融資産及び金融負債の相殺表示」が同時に公表されている）。

現行の米国会計基準とIFRSでは資産及び負債の相殺表示に関する規定が異なっており、米国会計基準に従って作成される貸借対照表と、IFRSに従って作成される貸借対照表との間で表示される金額が大きく相違する原因となっている。このような相違を解消するため、本ASU案では、FASB-ASC Topic 210「貸借対照表」を修正し、両基準間の規定の共通化を図る

ための共通のアプローチを提案している。

具体的には、企業が以下の条件のいずれも満たす場合にのみ、資産及び負債の相殺表示を求めることを提案している。

- 無条件の強制可能な相殺する権利を有していること
- 資産と負債を純額で決済するか、又は、同時に決済する意図を有していること

上記のうち、「無条件の強制可能な」権利とは、相手方の債務不履行や破綻を含むあらゆる状況で法的に強制可能で、その権利行使が将来事象に依存しないものでなければならないとされている。これにより、例えば、相手方の債務

不履行（将来事象）が生じた場合にのみ純額決済又は同時決済を認めるといった条件付の権利は、相殺表示が認められないことになる。条件付きの権利であっても、一定のデリバティブに相殺表示を認める例外があり、また、業種別の取扱いもある現行の米国会計基準の相殺表示の規定を大きく変更する提案となっている。

本 ASU 案ではまた、相殺表示や関連する契約（担保提供契約など）に関する新たな開示も提案されている。

コメント期限は 4 月 28 日とされており、適用時期は示されていない。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、金融資産の減損に関する補足文書を公表（2011 年 1 月）

2011 年 1 月 31 日、FASB は、金融資産の減損の会計処理に関して IASB と共通のアプローチを提案する補足文書（supplementary document）を公表した（同日、IASB から同様の内容を含む補足文書が公表されている）。

FASB は、金融資産の減損について、適時の損失認識が妨げられているとの懸念に対処するため、2010 年 5 月に ASU 案（公開草案）「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」を公表し、その中で、減損の認識に係る高い蓋然性の閾値の削除や、回収が見込まれないキャッシュ・フローの即時費用処理など、予想信用損失をカバーする十分な引当金の計上を目的とした提案を行っていた。本文書は、この ASU 案における提案の補足という位置付けで公表されたものである³。

ASU 案へのコメント受領後、FASB は、2010 年 10 月から IASB と共同で金融資産の減損に関する共通のアプローチの検討を行ってきており、本補足文書は、その成果として、オープン・ポートフォリオで管理されている資産に焦点を当て、予想損失の認識時期の問題への対処として公表されたものである。当初の ASU 案にお

ける目的を維持しつつ、IASB の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（2009 年 11 月公表）における主要な目的（金融資産のプライシングと予想損失の関係を期間にわたって反映すること）を考慮したアプローチが提案されている。FASB と IASB のそれぞれの公開草案の提案からの大きな変更となるため、早期の意見募集を目的に補足文書として公表したとされている。

本補足文書の対象は、オープン・ポートフォリオで管理されている金融資産であり、次の合計額を減損として認識することが提案されている。

- ① 一定期間にわたって予想損失を認識することが適当な資産（いわゆる「グッド・ブック」に分類される資産）について、期間比例配分された予想信用損失と予見可能な将来（少なくとも期末日から 12 か月間）において発生が見込まれる信用損失のいずれか高い方を、減損として認識する。
 - ② その他の資産（いわゆる「バッド・ブック」に分類される資産）について、予想信用損失の全額を、減損として認識する。
- 金融資産が、一定期間にわたって予想損失を

3 IASB からは、IASB の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」に対する補足文書として公表されている。

認識することが適当な資産に該当するかどうかは、当該資産の回収可能性に関する不確実性の程度によるとされている。企業の信用リスク管理目的が、債務者から規則的に支払を受けることから、当該資産のすべて又は一部の回収というもの変わるほど、回収可能性が不確実となる場合、一定期間にわたって予想損失を認識することが適当な資産とはいえないとしている。

コメント期限は、2011年4月1日であり、両審議会は、当初の公開草案に寄せられたコメントや本意見募集に寄せられるコメントを踏まえ、引き続き審議を続ける予定とされている。適用時期は示されていない。